

高齢者福祉施設及び障害福祉施設の業務継続計画

（ＢＣＰ）策定に関する研修募集要項

- 1 趣 旨

令和３年４月に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」等が改正され、全ての介護サービス事業や障害福祉サービス事業を実施する事業所・施設に対して令和６年３月までに業務継続計画を策定することが義務づけられました。

京都府内で入所系サービスを運営する事業所を対象に業務継続計画を策定し、適切に活用するための知識習得を目的とした研修会を実施します。

なお、本研修は介護保険施設向けの内容となっておりますが、障害福祉施設における業務継続計画策定にあたっても参考としていただけるかと存じますので、併せて御案内いたします。

また、訪問系・通所系事業所を対象とした研修は今秋から今冬にかけて開催する予定です。詳細が決まり次第、御案内いたしますので、今回は申込されないよう御注意ください。
- 2 主 催 京都府
- 3 協 力 東京海上日動火災保険株式会社
東京海上日動ベターライフサービス株式会社
- 4 実 施 日 令和４年１０月１１日（火） 午後２時～（２時間程度）
- 5 研修対象者 京都府内において以下のサービス種別を運営している事業所（京都市内を含む）
 - 高齢者福祉施設
 - ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設
 - ・介護医療院
 - ・特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
 - ・認知症高齢者グループホーム
 - ・短期入所生活介護
 - ・軽費老人ホーム
 - ・養護老人ホーム
 - 障害福祉施設
 - ・短期入所
 - ・療養介護
 - ・障害者支援施設
 - ・共同生活援助

- ・ 障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

- 6 研修方法 オンライン型（参加登録者に対する Zoom 配信）
※使用端末は1事業所で1台までにしてください。
- 7 研修講師 東京海上日動ベターライフサービス株式会社
・ 管理部次長兼コンプラ・リスク管理グループ長
（ISO主任審査員【QMS】【EMS】）
三上 信 氏
・ 管理部 課長（介護支援専門員・社会福祉士・介護福祉士）
吉川 美智子 氏
- 8 研修内容 （1）BCP とはどのようなものか
（2）BCP の策定手順について
（3）BCP の活用について
（4）今後の相談対応について
- 9 募集方法 （1）募集期間 令和4年9月12日（月）～令和4年10月3日（月）
（2）申込方法 京都府市町村共同電子申請システムによる電子申請
（3）定 員 900名程度（先着順）
- 10 使用アプリ Z o o m（ダウンロードしてください。）
- 11 参加の連絡 後日、URL、IDを送信
- 12 研修の資料 申込時に指定いただいたメールアドレスへお送りする予定です。